

人を創る

1. 学校教育の充実 と支援体制の強化

- (1) 2017年度からの権限移譲を契機に、人的拡充を図り本市の教育の更なる充実を図ること。
- (2) 小・中学校の全学年における35人学級の早期実現を図ること。
- (3) 全ての児童・生徒への教育力向上に向け、学級支援員・スクールカウンセラー・心の相談員・スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めること。
特に、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーについては、国が示している配置拡充に基づき、本市としても積極的な対応を図ること。
- (4) また入園・入学前の支援を必要とする全ての児童・生徒に対する教育相談の充実を図ること。
- (5) 児童・生徒への学力保障と児童・生徒と向き合う時間の確保に向けた取り組みを更に進めること。
- (6) 帰国子女、外国人の児童・生徒の日本語教育の推進に向け、日本語指導教員や日本語指導協力者の派遣に加え、配置型による体制の充実を図ること。
また、民間の社会教育団体が行っている活動への支援を行うこと。
- (7) 図書教育の充実のために学校図書館の新刊・旧刊の入れ替えを進め、蔵書数及び質の向上を図ること。また司書業務補助員の適正配置を図ること。

2. 学校施設・環境整備の充実

- (1) 小・中学校「校舎・体育館・プール等の老朽化対応」に向け、具体的な計画に基づき、バリアフリーの視点から更なる学校施設・環境整備を進めること。
特に、学校バリアフリー化整備推進計画の早期策定に取り組むこと。
- (2) 全ての教室へのエアコン設置を計画的に推進すること。
- (3) インクルーシブ教育の充実に向け、多目的トイレをはじめとした学校全体のバリアフリー化に取り組むとともに、エレベーター設置を推進すること。

- (4) 学校の防災避難拠点としての機能強化に向け、誰もが使い易い体育館のトイレ設置など配慮ある施設整備を行うこと。

3. 教育現場の多忙化解消に向けた対策

- (1) 教職員の労働加重解消に向けては、教職員の実態把握に基づく具体的な改善策に取り組むこと。また対策会議は現場教職員もメンバーに加えること。
- (2) 地域の人的社会資源を活用した総合型地域スポーツクラブの拡充に積極的取り組み、学校部活動を地域主体のスポーツ体制（社会体育）に移行させていくこと。
- (3) 労働安全衛生法の改正に則り、教職員のメンタルヘルスチェックの体制を整備し、予防と早期対策を行うこと。